

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	銀行法等	
規制の名称	金融業の機能の強化に係る規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号:03-3506-6000(内線:3537) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和元年5月31日	
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価時、我が国経済・金融業の一層の発展を図る観点から、金融機関による中小企業等への資本性資金の供給促進や、我が国企業の海外進出の支援等、我が国金融業の更なる機能強化に向け積極的な取組みを行うことが強く求められていると認識していたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、遵守費用について概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>(ア)議決権保有制限(5%ルール)の見直し 銀行等において、例えば出資先企業に対する業務執行支援に関する費用や人件費など、出資先企業に対するリスク管理に係る費用が発生する。</p> <p>(イ)海外M&amp;Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し 銀行等において、子会社対象会社以外の子会社を5年以内に子会社でなくなるよう措置を講ずるための費用等(リスク管理に係る費用を含む。)が発生するほか、5年を超えて保有する場合の行政庁(国)の承認に伴う費用が発生する。</p> <p>(ウ)外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し 銀行等において、内閣総理大臣の認可を得るための費用が発生する。</p> <p>(エ)報告徴求・立入検査の対象先 銀行等の業務の再委託先において、行政庁(国)による報告徴求・立入検査に対応するための費用が発生する。 上記(ア)から(ウ)について、銀行等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。また、上記(エ)については、その費用の内容は、例えば臨検時の質問・帳簿書類等検査に対応する職員に係る人件費や資料提出に伴う費用などが想定されるが、これらの費用は個別の事例に応じて異なるものであるから、定量化又は金銭価値化することは困難である。</p> <p>なお、(ア)及び(イ)については、銀行等がこれらの規制の見直しを利用して資本性資金の供給などをどの程度増加させるかは、自らの経営方針等を踏まえて判断するものであり、個々の銀行等において過度な負担となるリスク管理費用が発生することは想定されない。(ウ)については、規制の見直し時から現在(平成31年2月末)までの間に銀行に対してなされた認可は約60件あるものの、銀行等が提出する認可申請書及びその添付書類に記載する情報は、主に銀行等及び契約相手方である外国銀行の情報であるところ、銀行等が入手することが困難な情報は含まれていないものと考えられ、当該申請書の作成に当たって過大な費用が発生することは想定されない。</p>	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	<p>規制の事前評価時、行政費用について概要以下の通り見込んでいた。</p> <p>(ア)議決権保有制限(5%ルール)の見直し 行政庁(国)において、銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、銀行等のリスク管理態勢の状況を検証するための費用が発生する。</p> <p>(イ)海外M&amp;Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し 行政庁(国)において、子会社対象会社以外の子会社を5年以内に子会社でなくなるよう措置を講じているか検証するための費用が発生するほか、5年を超えて保有する場合の行政庁(国)の承認申請に対する審査費用が発生する。</p> <p>(ウ)外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し 行政庁(国)において、外国銀行代理業務を営もうとする銀行等からの認可申請に対する審査費用が発生する。</p> <p>(エ)報告徴求・立入検査の対象先 行政庁(国)において、銀行等の業務の再委託先に対する報告徴求・立入検査に伴う費用が発生する。 上記(ア)から(エ)に関して、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用(全体)が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	行政費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	<p>(ア)議決権保有制限(5%ルール)の見直し 銀行等が資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになったことで、地域における資本性資金の供給の促進が図られるなどの効果が生じたものと考えられるため、事前評価時に想定していた効果と近い離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(イ)海外M&amp;Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し 銀行等が海外の金融機関を買収する際に、子会社対象会社以外の会社を一定期間保有することができるようになったことで、銀行等グループの国際展開が容易となったと考えられるため、事前評価時に想定していた効果と近い離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(ウ)外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し 銀行等が海外において、出資関係のない業務提携先外国銀行の金融商品・サービスの代理及び媒介を行うことができるようになったことで、中小企業等がより円滑な資金調達や多様なサービスを受けられる効果が生じたものと考えられるため、事前評価時に想定していた効果と近い離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p> <p>(エ)報告徴求・立入検査の対象先 行政庁(国)が銀行等業務の再委託先に対して報告徴求及び立入検査を行うことができるようになり、銀行等の業務の健全かつ適切な運営の確保が図られることとなったと考えられるため、事前評価時に想定していた効果と近い離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	規制の事前評価時に見込んだ効果と近い離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。
便益(金銭価値化)	<p>規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられる。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。	規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響との近い離も特段認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、さらなる見直しは特段不要と考える。	
備考		